

暴力等に関する規程

【第1 目的】

本処分基準は、小坂井FC(当クラブ)の指導者又は選手が、他の選手に対し、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為であって、選手へのスポーツ指導に関連して行われる行為(以下「違反行為」という。)を行った場合に、当該行為について、当該加害者たる指導者又は選手等(以下「加害者」という。)に対して行う処分に関し、その内容を決定するに当たって参考となる基準を定める。

- ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
- ② 上記①に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ 上記①②に掲げるもののほか、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

なお、上記②の違反行為には、パワー・ハラスメント(パワハラ)やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)も含まれる。スポーツ指導に関連して行われるパワハラやセクハラは、次のとおり定義できる。

(1) パワハラ

当クラブにて活動をする者に対して、セクシオン、地位および人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等をいう。

(2) セクハラ

性的な行動・言動等であって、当該行動・言動等に対する競技者の対応によって、当該選手が競技活動をする上での一定の不利益を与え、若しくはその競技活動環境を悪化させる行為、又はそれらを示唆する行為も含まれるものとする。

また、上記③の違反行為には、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰走など競技力の向上とは明らかに無関係な不合理な指導が含まれる。

【第2 処分の種類及び内容】

(1) 処分の種類

加害者に対する処分の種類は、次のとおりである。

- ① 戒告（口頭注意）
- ② けん責（文書による注意）
- ③ 有期の登録資格停止
- ④ 無期の登録資格停止（一定年数経過により復権が認められる）
- ⑤ 登録資格剥奪

【第3 処分の標準例】

以下、代表的な違反行為について、標準的な処分内容を例として示す。これら標準例は、代表的な違反行為ごとに標準的な処分の内容を例として掲げたものであって、絶対的なものではない。したがって、実際の処分内容の決定に当たっては、本処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、事案の詳細及び過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

1. 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為例

【標準例】

指導者又は他の選手が、特定の選手（被害者）に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止〔短期：1か月〕とする。
- (2) 被害者が全治2週間程度までの傷害を負った場合には、有期の登録資格停止〔中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) 被害者が全治2週間を超える傷害を負った場合には、有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕とする。
- (4) 被害者が死亡するに至った場合又は重大な後遺障害が残る傷害を負った場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

2.心身に有害な影響を及ぼす言動（パワハラ・セクハラ）

【標準例】

指導者が、特定の選手（被害者）に対し、人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）を行った。

(1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の選手の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。

(2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の選手の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。

(3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の選手活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕とする。

(4) 暴言等を繰り返し、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、無期の登録資格停止とする。

(5) 暴言等を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

3.暴言等

【標準例】

選手が、特定の選手（被害者）に対し、暴言等を行った。

(1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の選手の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。

(2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。

(3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止〔中・長期：6か月以上1年以下〕とする。

(4) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録

資格停止とする。

(5) 暴言等を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

【本標準例を準用しうる類似事案】 チーム内でのいじめ行為

4.身体的接触を含むわいせつ行為

【標準例】

指導者又は他の選手が、特定の選手（被害者）の意に反して、身体的な接触を含むわいせつ行為を行った。

(1) 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の先週の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。

(2) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。

(3) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕、②競技者は有期の登録資格停止〔中・長期：6か月以上1年以下〕とする。

(4) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感

じ、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、①指導者は無期の登録資格停止、②競技者は有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。

(5) わいせつ行為を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

5.身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、わいせつな言辞、性

的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）を行った。

(1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。

(2) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上3か月以下〕とする。

(3) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止〔中・長期：3か月以上〕、②競技者は有期の登録資格停止〔中・長期：3か月以上1年以下〕とする。

(4) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、①指導者は無期の登録資格停止、②競技者は有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。

(5) 性的言動を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

6. 不合理な指導

【標準例】

指導者又は選手が、特定の選手（被害者）に対し、競技力の向上とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰としての特訓など不合理な指導（以下「不合理な指導」という。）を行った。

(1) 被害者の競技活動に支障が生じるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。

(2) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害（全治2週間程度まで）した場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上3か月以下〕とする。

(3) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害（全治2週間以上のもの）した場合、有期の登録資格停止〔傷害の程度により、中・長期3か月以上1年以下〕とする。

(4) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害し、退部など競技活動の中止に至らせた場合、有期の登録資格停止〔長期1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。

(5) 不合理な指導を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な傷害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

小坂井Football Club 理事会